

裁判官認印

審 尋 調 書 (第 3) (和 解)

事 件 の 表 示 平成27年(ヨ)第49号
期 日 平成28年3月10日午後2時00分
場 所 和歌山地方裁判所民事部審尋室
裁 判 官 橋 本 眞 一
裁 判 所 書 記 官 末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等 債権者代表者 九 鬼 家 隆
債権者代理人 高 橋 暁 子
同 中 小 路 大
債務者 吉 田 益 夫

審 尋 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

和歌山県田辺市本宮町本宮1110番地

債 権 者	熊野本宮大社
代表者代表役員	九 鬼 家 隆
債権者代理人弁護士	高 橋 暁 子
同	中 小 路 大

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債 務 者	吉 田 益 夫
-------	---------

第2 申立の表示

申立ての趣旨及び申立ての理由については、発信者情報開示等仮処分命令申立書(以下「申立書」という。),平成27年12月14日付け第1準備書面(以下「第1準備書面」という。),平成28年1月5日付け第2準備書面(以下「第2準備書面」という。)記載のとおりであるから,これらを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 田 口 哲 生

(別 紙)

和 解 条 項

1 債権者と債務者とは、以下の各発言について、債務者による削除が完了し、復旧が不可能である事実を確認する。

(1) 「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫! (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2489>) 」と題するスレッド全体

(2) 「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。 (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2845>) 」と題するスレッド全体

(3) 「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。 (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2873>) 」と題するスレッド全体

(4) 『「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立 (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=3071>) 』と題するスレッドの発言14, 20, 23, 53, 59, 65, 71, 77

(スレッドの発言14, 20, 23, 53, 59, 65, 71, 77のうち、14, 20, 23については第1準備書面の別紙発言目録5と、53, 59, 65, 71, 77については第2準備書面の別紙発言目録6といずれも同一であるから、これらを引用する。)

2 債権者と債務者とは、前項(1)～(4)の各発言について、同(4)記載の14, 20, 23の発言を除き、債務者が、申立書別紙の別紙発信者情報目録記載の発信者情報を保有していないことを確認する。

3 債務者は、債権者に対し、本日以降、下記書類について、インターネット上に情報を流通させ、あるいはFAXその他の方法により頒布しないことを約束する。

(1) 各目録(申立書及び、債権者第1準備書面及び第2準備書面添付のもの)

(各目録(申立書及び、債権者第1準備書面及び第2準備書面添付のもの)については、いずれも申立書、第1準備書面及び第2準備書面に添付の各目録と同一であるから、これらを引用する。)

(2) 各疎明資料(甲号証, 乙号証)

(各疎明資料(甲号証, 乙号証)については, いずれも本件各書証と同一であるから, これらを引用する。)

- 4 債権者と債務者とは, 本条項に定めるものの他, 何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 債権者は本和解成立後速やかに, 本件申立てを取り下げる。
- 6 申立費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙)

発信者情報目録

- 1 氏名・または名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス
- 4 I Pアドレス
- 5 タイムスタンプ
- 6 侵害情報にかかる携帯電話端末またはPHS端末からのインターネット接続
サービス利用者識別符号
- 7 侵害情報にかかるS I Mカード識別番号（個体識別番号）

これは正本である。

平成28年3月18日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 田口哲生

